様式第10号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　様

身延町長

移送費用支給不承認通知書

年　月　日付けで申請のありました移送費用の支給については、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

(理由)

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、身延町を被告として提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。